

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	【事務の説明】 高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している者に対し、3歳未満の児童には一律月額15,000円(第3子以降は月額30,000円)、3歳以上から高校生年代までの児童には10,000円(第3子以降は30,000円)、を支給する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 伊佐市は、児童手当法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・父母指定者の届出の受理 ・父母指定者の届出に係る事実の審査 ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) ・児童手当の額の改定の請求又は届出の受理 ・児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ・現況の届出の受理 ・現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) ・氏名等の変更の届出の受理 ・氏名等の変更の届出の確認 ・住所等の変更の届出の受理 ・住所等の変更の届出の確認 ・受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理 ・受給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査 ・未支払の児童手当の請求の受理 ・未支払の児童手当の請求に係る事実の審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・鹿児島県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際、セキュリティ機能付きのUSBメモリを使い、パスワードによる保護を行い、使用後はUSBメモリ内のデータの消去を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	・Acrocity福祉(児童手当) ・中間サーバー	・Acrocity福祉(児童手当) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	こども課長 大山 勝徳	こども課長 堀之内 博行	事後	
平成29年4月1日	II-1対象人数 いつの時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	こども課長 堀之内 博行	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	リスク対策		新様式へ変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和2年7月6日	I-1-③システムの名称	・Acrocity福祉総合 ・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・総合福祉WEL+ ・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の56の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第44条	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年8月29日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74、75の項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項	事後	
令和7年8月29日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	表紙 評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年8月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊佐市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊佐市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年8月29日	I-1-①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	
令和7年8月29日	I-1-②事務の概要	【事務の説明】 中学校卒業までの児童を養育している者に対し、3歳未満の児童には一律月額15,000円、3歳以上から小学校修了前までの児童には10,000円(第3子以降は15,000円)、中学生には一律10,000円を支給する。 また、特例給付は一律月額5,000円を支給する。	【事務の説明】 高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している者に対し、3歳未満の児童には一律月額15,000円(第3子以降は月額30,000円)、3歳以上から高校生年代までの児童には10,000円(第3子以降は30,000円)、を支給する。	事後	
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・鹿児島県電子申請システム	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	